

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	環境保全課	
許 認 可 等 名	搬出しようとする土壌の基準適合認定	
根 拠 法 令	土壌汚染対策法	
根 拠 条 項	第16条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
審 査 基 準	基 準	<p>・土壌汚染対策法 第16条第1項 第16条 要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）内の土地の土壌（指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。以下「汚染土壌」という。）を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。</p> <p>一 当該汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 二 当該汚染土壌の体積 三 当該汚染土壌の運搬の方法 四 当該汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称 五 当該汚染土壌を処理する場合にあっては、当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称 六 当該汚染土壌を処理する場合にあっては、当該汚染土壌を処理する施設の所在地 七 当該汚染土壌を第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする形質変更時要届出区域の所在地</p>
	参 考 事 項	土壌汚染対策法施行令第10条により市長が行うこととされている（別紙のとおり。）
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定（令和3年1月26日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 （設定しないものについてはその理由）	総日数30日（休日を含む）
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定（令和 年 月 日最終変更）

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">審査基準</p>	<p style="text-align: center;">基準</p>	<p>八 当該汚染土壌を第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする要措置区域等の所在地</p> <p>九 当該汚染土壌の搬出の着手予定日</p> <p>十 その他環境省令で定める事項</p> <p>・ 土壌汚染対策法施行規則 第60条第3項</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の申請があったときは、次の各号に掲げる調査の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める土壌について、法第16条第1項の認定をするものとする。</p> <p>一 掘削前調査の方法 第59条の2第6項の規定により土壌の採取を行わなかった土壌及び第59条の2第5項から第8項までの規定により採取され、若しくは混合された土壌のうち連続する2以上の深さにおいて採取された土壌を同条第9項若しくは第10項の規定により測定した結果、その汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該2以上の土壌を採取した深さの位置の間の部分にある当該測定に係る同条第4項の掘削対象単位区画内の土壌（当該2以上の土壌を採取した深さの位置の間の部分において、土壌汚染状況調査その他の調査の結果、少なくとも1の特定有害物質の種類について土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかとなった土壌を採取した位置を含む場合における当該位置を含む連続する2の土壌を採取した深さの位置の間の部分にある土壌を除く。）</p> <p>二 掘削後調査の方法 前条第6項の規定により土壌の採取を行わなかった土壌及び同条第9項の測定において同項の測定に係る土壌の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該土壌に係るロット</p> <p>・ 第1号及び第2号の特定有害物質の土壌溶出量基準及び土壌含有量基準は別紙のとおり。</p>
---	---------------------------------------	--